

松田産業株式会社定款

定 基

第1章 総 則

(商号)

第1条 当会社は、商号を松田産業株式会社と称し、英文では、MATSUDA SANGYO Co., Ltd.と表示する。

(目的)

第2条 当会社は、次の事業を営むことを目的とする。

1. すりみ類（生・冷凍）、その他の水産物、卵類（生・冷凍および乾燥品）、穀類、野菜類（生・冷凍および乾燥品）、その他の農産物、畜産物、砂糖、その他の甘味料、油脂、飼料、肥料類、その他食料品、食品原材料の販売・製造および加工
2. 食料缶詰・瓶詰・冷凍品・酒類・乳製品・菓子類等の飲食料品類、惣菜類・健康食品類・食品添加物類・調味料等の食材類の加工および販売
3. 日用雑貨、包装資材、化粧品、医療品および医薬部外品、食用および工業用塩類、煙草、飲料水、高圧ガス等の販売
4. 前各号に対する卸売業（問屋）、仲介業（仲立）、代理業、輸出入業
5. 金、銀、白金族地金およびその他の金属地金の販売、卸売業（問屋）、仲介業（仲立）、代理業、輸出入業並びに分析
6. 宝石・貴金属装飾品の加工販売、卸売業（問屋）、仲介業（仲立）、代理業、輸出入業
7. 貴金属原材料およびその他の金属原材料の回収、再生、加工処理、製錬、販売、卸売業（問屋）、仲介業（仲立）、代理業、輸出入業および分析
8. 化学工業薬品の製造および販売、卸売業（問屋）、仲介業（仲立）、代理業、輸出入業
9. ファクトリーオートメーション用工程制御・製品計測検査装置の販売、卸売業（問屋）、仲介業（仲立）、代理業、輸出入業並びに保守サービス
10. 半導体製造装置の修理、組立、改造および保守サービス
11. 半導体製造用電子部品の販売、卸売業（問屋）、仲介業（仲立）、代理業、輸出入業
12. 食糧品並びに医療用具の製造・検査に関する機械器具の販売、卸売業（問屋）、仲介業（仲立）、代理業、輸出入業並びに賃貸
13. 脱臭装置、廃液濃縮装置の製造、販売、卸売業（問屋）、仲介業（仲立）、代理業、輸出入業並びに保守管理および賃貸
14. 貴金属回収装置の製造、販売、卸売業（問屋）、仲介業（仲立）、代理業、輸出入業並びに保守管理および賃貸
15. 産業用水および家庭用水浄化装置の製造、販売、卸売業、仲介業、代理業、輸出入業並びに保守管理および賃貸
16. 産業廃棄物の収集、運搬および処理・処分業務並びに仲介業（仲立）、代理業
17. 産業廃棄物および一般廃棄物のリサイクルのための装置の製造並びに販売
18. 産業・一般廃棄物加熱処理装置および産業・一般廃棄物分離処理装置の販売、仲介業、代理業、輸出入業並びに保守管理および賃貸
19. 計量法に基づく環境計量証明事業

20. 貨物自動車運送事業
21. 再生可能エネルギーによる発電及び売電
22. 上記各号に附帯する一切の事業
(本店の所在地)

第3条 当会社は、本店を東京都新宿区に置く。

(公告方法)

第4条 当会社の公告は、電子公告により行う。

2. やむを得ない事由により、電子公告によることができない場合は、日本経済新聞に掲載する方法により行う。

第2章 株式

(自己株式の取得)

第5条 当会社は、取締役会の決議によって市場取引等により自己株式を取得することができる。

(発行可能株式総数)

第6条 当会社の発行可能株式総数は、4,000万株とする。

(単元株式数)

第7条 当会社の1単元の株式数は、100株とする。

(単元未満株主の権利制限)

第8条 当会社の単元未満株主は、以下に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- (2) 取得請求権付株式の取得を請求する権利
- (3) 募集株式または募集新株予約権の割当てを受ける権利

(株主名簿管理人)

第9条 当会社は、株主名簿管理人を置く。

2. 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって選定し、公告する。
(株式取扱規程)

第10条 株主名簿および新株予約権原簿への記載または記録、単元未満株式の買取り、その他株式または新株予約権に関する取扱いおよび手数料、株主の権利行使に際しての手続き等については、法令または定款に定めるもののほか、取締役会において定める株式取扱規程による。

(基準日)

第11条 当会社は、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載または記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。

2. 前項にかかわらず、必要がある場合は、取締役会の決議によって、あらかじめ公告して、一定日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者をもって、その権利を行使することができる株主または登録株式質権者とすることができる。

第3章 株主総会

(招集)

第12条 当会社の定時株主総会は、毎年6月に招集し、臨時株主総会は、必要がある場合に招集する。

(招集権者および議長)

第13条 当会社の株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議によつて取締役社長が招集する。取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が招集する。

2. 株主総会においては、取締役社長が議長となる。取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が議長となる。

(電子提供措置等)

第14条 当会社は、株主総会の招集に関し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。

2. 当会社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。

(決議の方法)

第15条 当会社の株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

(議決権の代理行使)

第16条 当会社の株主は、当会社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、議決権を行使することができる。

2. 前項の場合には、株主または代理人は代理権を証明する書面を、株主総会ごとに当会社に提出しなければならない。

(議事録)

第17条 株主総会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項は、議事録に記載または記録する。

2. 株主総会の議事録は、その原本を決議の日から10年間本店に備え置き、その謄本を5年間支店に備え置く。

第4章 取締役および取締役会等

(取締役会の設置)

第18条 当会社は取締役会を置く。

(取締役の員数)

第19条 当会社の取締役（監査等委員であるものを除く。）は、15名以内とする。

2. 当会社の監査等委員である取締役（以下、「監査等委員」という。）は、5名以内とする。

(取締役の選任)

第20条 当会社の取締役は、監査等委員とそれ以外の取締役とを区別して株主総会の決議によって選任する。

2. 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の過半数を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって決する。
3. 当会社の取締役の選任決議は、累積投票によらない。

(取締役の解任)

第 21 条 取締役の解任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の過半数を有する株主が出席し、その議決権の 3 分の 2 以上をもって行う。

(取締役の任期)

第 22 条 当会社の取締役の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2. 前項の規定にかかわらず、監査等委員の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。
3. 補欠として選任された監査等委員の任期は、他の現任監査等委員の任期の満了する時までとする。
4. 会社法第 329 条第 3 項に基づき選任された補欠監査等委員の選任決議が効力を有する期間は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

(代表取締役および役付取締役)

第 23 条 当会社は、取締役会の決議によって、代表取締役若干名を選定する。

2. 代表取締役は会社を代表し、会社の業務を執行する。
3. 取締役会は、その決議によって、取締役社長 1 名を選定し、また必要に応じ、取締役会長 1 名および取締役副社長、取締役相談役各若干名を選定することができる。

(取締役会の招集権者および議長)

第 24 条 当会社の取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き取締役社長が招集し、議長となる。

2. 取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が招集し、議長となる。

(取締役会の招集通知)

第 25 条 当会社の取締役会の招集通知は、各取締役に対し、会日の 3 日前までに発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。

(取締役会の決議の方法)

第 26 条 当会社の取締役会の決議は、取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数をもって行う。

2. 前項の規定にかかわらず、当会社は取締役（当該事項について議決に加わることができるものに限る）の全員が取締役会の決議事項について書面または電磁的記録により同意したときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があつたものとみなす。

(業務執行の決定の取締役への委任)

第 27 条 当会社は、会社法第 399 条の 13 第 6 項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行（同条第 5 項各号に掲げる事項を除く。）の決定を取締役に委任することができる。

(取締役会の議事録)

第 28 条 取締役会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令で定める事項は、議事録に記載または記録し、出席した取締役がこれに記名押印または電子署名する。

2. 取締役会の議事録は、議事の日から 10 年間本店に備え置く。

(取締役会規程)

第 29 条 当会社の取締役会に関する事項は、法令または本定款に定めるもののほか、取締役会において定める取締役会規程による。

(取締役の報酬等)

第 30 条 当会社の取締役の報酬等は、株主総会の決議によって監査等委員とそれ以外の取締役とを区別して定める。

(執行役員)

第 31 条 取締役会はその決議によって執行役員を定め、業務を分担して執行させることができる。

(取締役の責任免除)

第 32 条 当会社は、取締役会の決議によって、取締役（取締役であったものを含む。）の会社法第 423 条第 1 項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる。

2. 当会社は取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間で、会社法第 423 条第 1 項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には賠償責任を限定する契約を締結することができる。但し、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額とする。

第 5 章 監査等委員会

(監査等委員会の設置)

第 33 条 当会社は監査等委員会を置く。

(監査等委員会の招集通知)

第 34 条 当会社の監査等委員会の招集通知は、各監査等委員に対し、会日の 3 日前までに発するものとする。但し、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。

(監査等委員会の決議の方法)

第 35 条 監査等委員会の決議は、監査等委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(監査等委員会の議事録)

第 36 条 監査等委員会における議事の経過およびその結果ならびにその他法令で定める事項は議事録に記載または記録し、出席した監査等委員がこれに記名押印または電子署名する。

2. 監査等委員会の議事録は、議事の日から 10 年間本店に備え置く。

(監査等委員会規程)

第 37 条 監査等委員会に関する事項は、法令または本定款に定めるもののほか、監査等委員会において定める監査等委員会規程による。

第6章 会計監査人

(会計監査人の設置)

第38条 当会社は、会計監査人を置く。

(会計監査人の選任)

第39条 会計監査人は、株主総会の決議によって選任する。

(会計監査人の任期)

第40条 会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2. 会計監査人は前項の定時株主総会において別段の決議がなされなかつたときは、当該定時株主総会において再任されたものとする。

(会計監査人の報酬等)

第41条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査等委員会の同意を得て定める。

(会計監査人の責任免除)

第42条 当会社は会計監査人との間で、会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には賠償責任を限定する契約を締結することができる。但し、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額とする。

第7章 計 算

(事業年度)

第43条 当会社の事業年度は、毎年4月1日から(翌年)3月31日までとする。

(期末配当金)

第44条 当会社は株主総会の決議によって毎年3月31日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し金銭による剰余金の配当を支払う。

(中間配当金)

第45条 当会社は、取締役会の決議によって、毎年9月30日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し、会社法第454条第5項に定める剰余金の配当をすることができる。

(期末配当金等の除斥期間)

第46条 当会社の期末配当金および中間配当金が、支払開始の日から満3年を経過しても受領されないときは、当会社は、その支払の義務を免れる。

2. 未払の期末配当金および中間配当金には利息をつけない。

附則

(監査役の責任免除に関する経過措置)

1. 当会社は、第66回定時株主総会終結前の行為に関する会社法第423条第1項所定の監査役(監査役であったものを含む。)の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。

2. 第66回定時株主総会終結前の社外監査役(社外監査役であったものを含む。)の行為に関する会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約については、なお同定時株主総会の決議による変更前の定款第42条第2項の定めるところによる。